

大阪市告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月25日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年3月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類               | 場 所          |
|-------------------|--------------|
| 自動二輪車<br>(スズキ 黒色) | 西成区花園北2丁目1番先 |

(建設局総務部管理課)